

茨城県報 第5312号

昭和40年7月5日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則	ペー ジ		
●社会福祉施設等の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の施行期日を 定める規則……………	1	訓 令	●豚コレラ予防指定の一部改正…………… 6
●木炭検査条例施行規則の一部改正……………	1		●茨城県地区青少年行政連絡会議規程…………… 7
●木材業者等登録条例施行規則の一部改正…	2	公 告	
			●土地立ち入り測量(7件)…………… 8
告 示			●風俗営業者の行政処分に関する聴聞…………… 11
●木材業者等の登録……………	4		●飲食店営業者の行政処分に関する聴聞…………… 11
●内水面における区画漁業の免許……………	4		●昭和40年度茨城県職員採用上級試験の実施… 12
●建築基準法による道路の指定(5件)…………	4		●牛堀町農業共済組合仮理事の選任…………… 15
●家畜伝染病の発生転帰……………	6		●宅地建物取引業者の免許…………… 16

規 則

茨城県規則第64号

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和40年茨城県条例第30号)の施行期日は、茨城県立曉寮に係る規定は昭和40年7月5日とし、茨城県立茨城愛育園に係る規定は昭和40年8月1日とする。

茨城県規則第65号

茨城県木炭検査条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県木炭検査条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県木炭検査条例施行規則（昭和37年茨城県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「知事の許可」を「許可」に、「知事に提出し、」を「振興事務所に提出し、」に改め、同条第2項中「知事が」を「振興事務局長が」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「茨城県知事」を「振興事務局長」に改める。

様式第6号中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、すでに旧規則によつてなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

茨城県規則第66号

茨城県木材業者等登録条例施行規則の一部を次のように定める。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県木材業者等登録条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県木材業者等登録条例施行規則（昭和36年茨城県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第9条中「知事に」を削り、「振興事務局長を経由」を「地区林務駐在所を経由し、振興事務所に提出」に改める。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第10号中「茨城県知事」を「振興事務局長」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

※登録年月日	昭和 年 月 日
※登録番号	第 号
※兼業の有無	

第2種業者登録（更新の登録）申請書

茨城県木材業者等登録条例第3条第1項（第4項）の規定により登録（更新の登録）を申請します。

昭和 年 月 日

申請者

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）⑩

（第三種郵便物認可）

振興事務所長

殿

記

住 所 (所 在 地)					
商 号 (名 称)					
氏 名 (代表者氏名)					
主たる工場又は 営業所の名称		主たる工場又は 営業所の所在地			
従たる工場又は 営業所の名称		従たる工場又は 営業所の所在地			
業 務 の 概 要					
資 本 金 額					
おもな取扱品目	一般用材	%	特殊用材	%	
年間取扱予定数量	素材 針葉樹 広葉樹	m ³	製材 針葉樹 広葉樹	m ³	
おもな入手先					
事業開始年月日	年 月 日				
従 業 員 数	常勤役員	人	事務員 ^男 女	人	一般工員 ^男 女
業 種	一般製材業 賃 挽 業 自営製材業				
設 備 の 概 要					
敷地 坪	工場建坪 坪	事務所建坪 坪	貯木場 坪	その他 坪	動力製材 IP
設 備 名		区 分	大 き さ	員 数	設 備 名
自動送材車付帯のこ盤					横挽用丸のこ機
手押送材車付帯のこ盤					縦挽用丸のこ機
テーブル兼用送材車付帯のこ盤					製函用丸のこ機
テーブル付帯のこ盤					
自動ローラー送帯のこ盤					
茨城県収入証紙ちよう付欄					

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

告 示

茨城県告示第802号

茨城県木材業者等登録条例第 5 条第 1 項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第 3 項の規定により公示する。

昭和40年 7 月 5 日

県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

第 1 種業者登録

登 録 年 月 日	登録番号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者 氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 40. 6. 5	北振 第 7 号	茨城県久慈郡大 子町西金254の1	桐原林業	桐原 由造	桐原林業	大 子 町	第 1 種

第 4 種業者登録

昭和 40. 6. 21	北振 第 5 号	茨城県那珂郡山 方町野上1832	木 村 工 場	木村 貞司	木 村 工 場	山方町野上	第 4 種
-----------------	-------------	---------------------	---------	-------	---------	-------	-------

茨城県告示第803号

内水面における区画漁業権を昭和40年 7 月 1 日次のとおり免許した。

昭和40年 7 月 5 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 区 画 漁 業 権

漁場計画の際 の公示番号	免 許 番 号	漁 業 権 者		存 続 期 間	制限又 は条件
		住 所	氏 名		
内 区 第 5 号	左に同じ	茨城県稲敷郡江 戸崎町甲3184番 地	新利根漁業協同 組合 ほか 1 名	昭和40年 7 月 1 日から 昭和43年12月31日まで	

2 免許の内容となる事項のうち漁場の位置、漁場の区域及び地元地区については、昭和40年 6 月 3 日茨城県告示第680号の公示内容に同じ。

茨城県告示第804号

建築基準法第42条第 1 項第 5 号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年 7 月 5 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年7月5日
指 定 の 位 置 古河市大字古河4538～5
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 19.6m

茨城県告示第805号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年7月5日
指 定 の 位 置 水戸市見和町字中横丁西286～4, 285～5
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 137m

茨城県告示第806号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年7月5日
指 定 の 位 置 結城郡石下町新石下寺浦1007の1
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 17m

茨城県告示第807号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年7月5日
指 定 の 位 置 勝田市大字津田字東七軒1887～31, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51,
52, 53, 54

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 138.7m

茨城県告示第808号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年7月5日
指 定 の 位 置 那珂郡東海村大字村松字馬頭根2116
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 190m

茨城県告示第809号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生頭数	発生(決定)月日	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	1	6 月 26 日	殺処分 1 頭	西茨城郡友部町
〃	10	6 月 28 日	〃 10 〃	〃 〃
〃	1	〃	〃 1 〃	真壁郡明野町

累 計 997頭

茨城県告示第810号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和40年茨城県告示第457号)の一部を次のように改める。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1. ~~移動禁止区域~~中に 西茨城郡友部町南小泉を加え、筑波郡谷田部町大字上横場、榎戸、北中妻、南中妻、今泉を削除する。

訓 令

茨城県訓令第16号

茨城県教育委員会訓令第 6 号

茨城県警察本部訓令第11号

茨城県地区青少年行政連絡会議規程を次のように定める。

昭和40年 7 月 5 日

茨 城 県 知 事 岩 上 二 郎

茨城県教育委員会教育長 軍 司 直 次 郎

茨 城 県 警 察 本 部 長 吉 田 太 吉 郎

茨城県地区青少年行政連絡会議規程

(設置)

第 1 条 青少年に関係ある諸施策について地区ごとに連絡調整を行ない、かつ、それぞれの機関が連携し、青少年に関する諸施策を統一的、総合的に行なうことを目的として、地方福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の管轄区域ごとに地区青少年行政連絡会議（以下「会議」という。）をおく。

(名称)

第 2 条 会議には、それぞれ福祉事務所の地名を付するものとする。

(構成員)

第 3 条 会議は、各福祉事務所が管轄する区域又はその一部を管轄区域とする次に掲げる県及び県教育委員会並びに県警察本部の出先機関の長をもつて構成する。

- (1) 福祉事務所
 - (2) 保健所
 - (3) 農業改良普及所
 - (4) 地方教育事務所
 - (5) 警察署
 - (6) その他福祉事務所長が必要と認める機関
- 2 構成員は、それぞれの所管事務が青少年行政全般について総合的視野にたつてすすめられるよう、この会議の活用に努めなければならない。

(付議事項)

第 4 条 会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する現況、問題点等の相互説明等に関する事項
- (2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する事業等について計画策定時及び実施時の具体的な連絡調整、協力援助等に関する事項
- (3) その他各構成員等が必要と認めた事項

(運営)

第5条 会議は福祉事務所長が招集し、これを主宰する。

2 構成員全員による会議は、年2回以上開くものとする。

3 福祉事務所長は、必要に応じ、一部の構成員のみによる会議を随時開くことができる。

(付議事項の周知及び実施の促進)

第6条 各構成員は、会議に付議された事項については、関係所属職員に周知させるとともに、実施を要する事項については、会議の決定に基づきこれを促進するよう努めなければならない。

(記録及び報告)

第7条 福祉事務所長は、会議の経過を記録し、保管するとともに、会議終了後すみやかにその概要を県青少年室長を経由して知事に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉事務所において行なう。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、福祉事務所長が構成員と協議のうえ定めることができる。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和40年7月5日

茨城県知事、 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道岩瀬真壁線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

真壁郡真壁町大字下小幡字宮下、五反田

真壁郡真壁町大字長岡字北田、相の田、堀の内、前田、里の前大道端

真壁郡真壁町大字白井字深町

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和40年7月5日から

昭和40年12月31日まで

~~~~~

## ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 一般国道125号線道路局部改良工事及び舗装新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
結城郡八千代村大字本郷字諏訪の宮  
結城郡八千代村大字貝谷字海道下  
結城郡八千代村大字沼森字松山下、谷中、塚田、新田、五料田、本田前
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和40年7月5日から  
昭和40年8月31日まで

## ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 一級河川桜川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
真壁郡明野町大字東石田字土手外、北船熊、稲荷脇
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和40年7月5日から  
昭和40年12月31日まで

## ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道舟玉川島停車場線道路特殊改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
下館市大字下川島字中宿  
下館市大字伊佐山字本宿南  
下館市大字女方字両海、北大道東、本田北、東新田、本田、大道東、本田

前, 南新田

4 立ち入ろうとする期間

昭和40年7月10日から

昭和40年11月30日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので, 次のとおり公告する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県 知 事

2 事業の種類 大谷川左右岸局部改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

下館市大字西方字浜田, 為田, 権現下, 実無

下館市大字野殿字深作, 根田, 大道下

4 立ち入ろうとする期間

昭和40年7月10日から

昭和40年11月30日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので, 次のとおり公告する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道下館筑波線道路舗装新設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

筑波郡筑波町大字杉の木字堀の内

筑波郡筑波町大字漆所字大貫前

筑波郡筑波町大字神郡字弁才天, 大貫前

筑波郡筑波町大字筑波字大貫, 栗坪, 西川面

筑波郡筑波町大字沼田字大貫後, 蘇島, 五反田, 西川面, 西入反田, 古道町

4 立ち入ろうとする期間

昭和40年7月15日から

昭和41年3月31日まで

## ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道下館筑波線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

筑波郡筑波町大字国松字八反田、萩山、扇田、古道町、蛭田、藤九郎、下  
中道、上中道、一ツ橋、松の木、赤町、一里塚

筑波郡筑波町大字上大島字国の町、下の町、八反島、大西、林杵、八反  
田、天神、五反田、惣の宮、腰当、横田、背戸堀、寺田、境の町、反橋、  
大田

真壁郡真壁町大字酒寄字下川原、上川原、金井、広町、向田

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和40年7月15日から

昭和41年3月31日まで

## ●風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないま  
す。

昭和40年7月5日

茨城県公安委員会委員長 川島 安右衛門

- 1 聴聞期日 昭和40年7月15日
- 1 聴聞場所 茨城県警察本部

## ●飲食店営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により飲食店営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ない  
ます。

昭和40年7月5日

茨城県公安委員会委員長 川島 安右衛門

- 1 聴聞期日 昭和40年7月15日
- 1 聴聞場所 茨城県警察本部

## ●昭和40年度茨城県職員採用上級試験の実施

昭和40年7月5日

茨城県人事委員会

水戸市北三の丸119  
 (電話水戸(2)8111代)  $\begin{pmatrix} 339 \\ 340 \\ 338 \end{pmatrix}$

上記試験を次により行ないます。

## 1 試験区分、受験資格および採用予定人員

| 試 験 区 分                         | 受 験 資 格                                                                                                                                          | 採用予定<br>人 員 |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 事 務                             | 昭和10年4月2日以降に生まれた者であつて学校教育法にもとづく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)の学部を昭和37年3月以降に卒業した者または昭和41年3月に卒業する見込の者                                                      | 約 35 名      |
| 農 業<br>畜 産<br>蚕 糸<br>林 業<br>水 産 | 昭和10年4月2日以降に生まれた者であつて大学の学部もしくは水産庁設置法にもとづく水産大学校を昭和37年3月以降に卒業した者またはそれらを昭和41年3月に卒業する見込の者<br>なお、獣医師の資格を有する者をもつて充てようとする職は選考採用の対象職となつており別途選考採用試験があります。 | 各若干名        |
| 農 業 土 木                         | 昭和10年4月2日以降に生まれた者であつて大学の学部を昭和36年3月以降に卒業した者または昭和41年3月に卒業する見込の者                                                                                    | 若 干 名       |
| 土 木<br>建 築                      | 昭和10年4月2日以降に生まれた者であつて大学の学部を昭和34年3月以降に卒業した者または昭和41年3月に卒業する見込の者                                                                                    | 各若干名        |

(注) 上記の職については、男女の別を問いませんが、次の各号の一に該当するものは受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 茨城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日(昭22.5.3)以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験の日時および場所

| 区 分 | 第 1 次 試 験                                         | 第 2 次 試 験               |
|-----|---------------------------------------------------|-------------------------|
| 日 時 | 昭和40年8月22日(日)<br>午前9時から<br>(午前8時30分までに<br>出頭のこと。) | 昭和40年9月中旬               |
| 場 所 | 茨城県立水戸第二高等学校<br>水戸市大町 567                         | (第1次試験合格者のみ)<br>に通知します。 |

## 3 試験の方法および合格発表

## (1) 第1次試験(筆記)

## ア 出題分野、問題形式および試験時間

| 試 験 区 分 | 出 題 分 野                                                                   | 問 題 形 式<br>(試 験 時 間) |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 教養試験    | 各試験区分共通<br>社会科学, 人文科学, 自然科学, 判断推理, 文章理解, 数的推理, 資料解釈                       | 五枝択一式<br>(2時間)       |
| 専門試験    | 事 務<br>政治学, 社会政策, 法律(憲法, 行政法, 民法)行政学, 財政学, 経済(経済原論, 経済政策)国際関係(国際政治, 国際経済) | 五枝択一式<br>(2時間)       |
|         | 農 業<br>作物, 園芸, 土および肥料, 作物保護, 農業工作, 畜産, 農業経営                               |                      |
|         | 畜 産<br>家畜育種, 家畜繁殖, 家畜飼養, 畜産各論, 農業経営, 畜産物利用, 家畜衛生                          |                      |
|         | 蚕 糸<br>蚕種学, 育蚕学, 応用昆虫学, 蚕桑病理学, 栽桑学, 製糸原料学, 製糸学, 絹糸物理学, 絹糸化学, 蚕糸経済学        |                      |
|         | 林 業<br>林業政策, 森林経理, 造林, 森林利用, 木材工芸, 林産製造, 森林工学                             |                      |
|         | 水 産<br>水産生物学, 水産海洋学(海洋気象学を含む。)水産化学, 水産資源学, 漁撈学, 水産利用学, 水産増殖学, 漁政          |                      |
|         | 農業土木<br>工学基礎(数学, 水理学, 応用化学), 測量, 材料および施工, 農業水利, 農業造構, 農地造成, 土地改良          |                      |
|         | 土 木<br>数学, 力学, 水理学, 測量, 土木材料, 土木施工, 河川, 港湾, 発電水力, 道路, 鉄道, 橋梁, 衛生, 都市計画    |                      |
|         | 建 築<br>数学, 力学, 建築構造(材料を含む。)建築計画(建築史を含む。)建築設備, 建築法規, 建築施工                  |                      |

## イ 合 格 発 表

8月下旬に当人事委員会事務局前に掲示するほか、合格者のみに通知します。

## (2) 第2次試験(口述試験・身体検査)

(第三種郵便物認可)

、第1次試験合格者に対して次により行ないます。

ア 口述試験——主として人物について個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査——職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて医師による検査を行ないます。

### (3) 身上調査

受験資格の有無および申込票の記載事項の真否その他について調査します。

### (4) 最終合格者の決定および発表

第1次試験、第2次試験および身上調査の結果にもとづいて、総合判定を行ない、各試験区分ごとに最終合格者を決定し、10月初旬に当人事委員会事務局前に掲示するほか合格者のみに通知します。

## 4 合格から採用まで

合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）からの請求に応じて成績順に推せんされそのうちから各任命権者によつて採用者が決定されます。

なお、この試験に合格しても欠員数等の関係により必ずしも全部が採用になるという意味ではなく、採用されるための資格を得たということです。

この名簿の有効期間は1年です。

## 5 給 与

(1) 給与の一例をあげますと次のとおりです。なお、昇給は原則として毎年1回（最初の昇給は9月）行なわれます。

| 給 与 の 種 類     | 行 政 職        |              | 研 究 職        |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
|               | 事 務 職        | 技 術 職        |              |
| 給 料 月 額       | 円<br>19,610  | 円<br>19,610  | 円<br>20,210  |
| 初 任 給 調 整 手 当 | 1,000        | 2,500        | 2,500        |
| 通 勤 手 当       | 以内<br>900    | 以内<br>900    | 以内<br>900    |
| 計             | 以内<br>21,510 | 以内<br>23,010 | 以内<br>23,610 |

(注) ア 学校卒業後一定の経験年数がある者は、上記金額にさらに一定額が加算されます。

イ 初任給調整手当は大学卒業後一定の期間内に採用になつた場合に、事務職にあつては採用直後の1年目1,000円、2年目700円、3年目400円が、技術職および研究職にあつては1年目2,500円、2年目2,000円、3年目1,500円、4年目1,000円、5年目500円がそれぞれ支給されます。

ウ 通勤手当は上表の額のほか、鉄道、バス（1,200円以上）バイク（4 km以上）については運賃または距離に応じて加算額があります。

- (2) 上記のほかに扶養手当(配偶者600円、子1人は600円その他の親族は400円)、時間外勤務手当、期末・勤勉手当(給料月額および扶養手当をあわせた額の約4.2カ月分)等が支給されます。

#### 6 受験手続および受付期間

##### (1) 公告・申込用紙の交付

ア 公告・申込用紙は、当人事委員会事務局(水戸市北三の丸119)で交付します。

イ 公告・申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に申込用紙請求と朱書し、10円切手をはつたあて先明記の「返信用封筒」を必ず同封して下さい。

##### (2) 受験手続

受験申込は、申込用紙に所要事項を記入押印し、最近6カ月以内に撮影した受験者の写真(たてよこ4cm、上半身、脱帽、正面向もの)をはつて、当人事委員会事務局に直接持参するかまたは郵送して下さい。

なお、受験申込票を郵送する場合は、受験票の郵便はがきに5円切手をはり申込の封筒の表に受験申込と朱書して下さい。

##### (3) 受付期間

昭和40年7月20日から同年8月10日まで(日曜を除く毎日午前8時30分から午後5時までただし、土曜日は正午まで)とし、郵送の場合は昭和40年8月10日までの消印のあるものに限り受け付けます。

#### 7 その他

(1) この試験についての問合せは、当人事委員会事務局(水戸市北三の丸119茨城県分庁舎3階、電話水戸(2)8111内線339、340、338)にして下さい。

(2) 試験についての問合せを郵便でする場合には、必ずあて先明記の「往復郵便はがき」を使用するかまたは10円切手をはつたあて先明記の「返信用封筒」を同封して下さい。

#### ●牛堀町農業共済組合仮理事の選任

農業災害補償法第42条(民法第56号準用)の規定に基づき行方郡牛堀町農業共済組合の仮理事を次のとおり選任する。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 牛 堀 町 農 業 共 済 組 合 仮 理 事

|               |           |
|---------------|-----------|
| 牛堀町牛堀 327の1番地 | 前 島 哲 也   |
| 〃 〃 261 〃     | 古 関 隆     |
| 〃 永山1062 〃    | 吉 川 吉 三   |
| 〃 〃 1043の3 〃  | 酒 井 昭 一   |
| 〃 〃 950 〃     | 朝 飛 朝 雄   |
| 〃 〃 581 〃     | 小 谷 野 種 正 |
| 〃 〃 217 〃     | 小 谷 野 己 己 |

|   |   |          |   |   |    |      |    |
|---|---|----------|---|---|----|------|----|
| 〃 | 〃 | 1392の1   | 〃 | 加 | 藤  | 嘉    | 市  |
| 〃 | 〃 | 607      | 〃 | 井 | 関  | 一    | 夫  |
| 〃 | 〃 | 堀之内62    | 〃 | 山 | 本  | 熊    | 蔵  |
| 〃 | 〃 | 1119の1   | 〃 | 椎 | 木  | 善    | 之助 |
| 〃 | 〃 | 茂木 352   | 〃 | 箕 | 輪  |      | 実  |
| 〃 | 〃 | 282      | 〃 | 茂 | 木  | 武    | 雄  |
| 〃 | 〃 | 清水 472   | 〃 | 大 | 崎  | 幸    | 男  |
| 〃 | 〃 | 512の1    | 〃 | 吉 | 川  | 佐次   | 兵衛 |
| 〃 | 〃 | 上戸 20    | 〃 | 高 | 塚  | 高    | 司  |
| 〃 | 〃 | 30       | 〃 | 前 | 島  |      | 清  |
| 〃 | 〃 | 38       | 〃 | 鶴 | 田  | 義    | 久  |
| 〃 | 〃 | 2282     | 〃 | 大 | 里  | 義    | 詮  |
| 〃 | 〃 | 2152     | 〃 | 今 | 泉  | 庄    | 一郎 |
| 〃 | 〃 | 2201の2   | 〃 | 明 | 間  | 正    | 一  |
| 〃 | 〃 | 1133     | 〃 | 小 | 川  | 忠    | 三  |
| 〃 | 〃 | 1661     | 〃 | 茂 | 木  |      | 衛  |
| 〃 | 〃 | 1260     | 〃 | 荻 |    | 忠    | 七  |
| 〃 | 〃 | 588      | 〃 | 藤 | ヶ崎 |      | 勇  |
| 〃 | 〃 | 島須 645の1 | 〃 | 岡 | 野  | 幹    | 一  |
| 〃 | 〃 | 547      | 〃 | 前 | 島  | 治右衛門 |    |
| 〃 | 〃 | 30       | 〃 | 茂 | 木  | 徳    | 雄  |
| 〃 | 〃 | 428      | 〃 | 茂 | 木  | 正    | 義  |
| 〃 | 〃 | 55       | 〃 | 土 | 子  | 彦    | 行  |
| 〃 | 〃 | 2276     | 〃 | 潮 | 田  | 義    | 兵衛 |
| 〃 | 〃 | 3081の5   | 〃 | 板 | 垣  |      | 亘  |
| 〃 | 〃 | 2321     | 〃 | 潮 | 田  | 源    | 一  |

### ●宅地建物取引業者の免許

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和40年7月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 免許及び<br>年月日          | 商号又は名称      | 申請人氏名   | 取引主任者氏名 | 主たる事務所の所在地  |
|----------------------|-------------|---------|---------|-------------|
| 40.4.23 <sup>1</sup> | 水戸土地(株)     | 金沢金吾    | 金沢金吾    | 水戸市泉町1093   |
| 40.4.23 <sup>2</sup> | 日本総合住宅(株)   | 安蔵 優    | 安蔵 優    | 水戸市寿町5723   |
| 40.4.23 <sup>3</sup> | (株)角田商事     | 角田 為衛   | 角田 為衛   | 水戸市本四丁目975  |
| 40.4.23 <sup>4</sup> | おぬき土地建物相談所  | 小貫 安寿   | 小貫 安寿   | 日立市金沢町234   |
| 40.4.23 <sup>5</sup> | 白土不動産商会     | 白土 次男   | 白土 次男   | 水戸市赤塚町191   |
| 40.4.23 <sup>6</sup> | 巴 商 事(有)    | 高 安 政 一 | 高 安 政 一 | 水戸市砂久保町3202 |
| 40.4.23 <sup>7</sup> | 石岡土地建物(株)   | 鈴木 堅太郎  | 加 藤 雄一郎 | 石岡市大字石岡1488 |
| 40.5.31 <sup>8</sup> | (有)山徳商事不動産部 | 山 本 良 蔵 | 山 本 良 蔵 | 日立市多賀町58    |

|           |                 |           |           |                    |
|-----------|-----------------|-----------|-----------|--------------------|
| 40. 5. 31 | 湯 泉 開 発 土 地     | 山 崎 彰     | 山 崎 彰     | 水戸市細谷門前町1212       |
| 40. 5. 31 | 水 郷 開 発 商 会     | 鈴 木 盛 三   | 鈴 木 盛 三   | 鹿島郡鹿島町宮中2427       |
| 40. 5. 31 | 落 合 商 店 不 動 産 部 | 落 合 光 司   | 落 合 光 司   | 下館市桜町丙335          |
| 40. 5. 31 | 赤 塚 不 動 産 商 事   | 根 本 清 六   | 根 本 清 六   | 水戸市河和田町19          |
| 40. 5. 31 | 共 益 不 動 産       | 中 田 藤     | 中 田 藤     | 筑波郡谷和原村大字台236の1    |
| 40. 5. 31 | 下 館 土 地 (有)     | 浜 野 正     | 浜 野 正     | 下館市甲85の1           |
| 40. 5. 31 | 島 商 事 不 動 産 部   | 島 晃       | 島 泰       | 鹿島郡鹿島町2300         |
| 40. 5. 31 | 下館土地建物取引所       | 塚 原 茂 平   | 塚 原 茂 平   | 下館市甲37             |
| 40. 5. 31 | 松 尾 不 動 産       | 松 尾 国 平   | 松 尾 国 平   | 鹿島郡神栖村筒井1613       |
| 40. 5. 31 | 広 瀬 不 動 産       | 広 瀬 嘉 幸   | 広 瀬 嘉 幸   | 土浦市大字小松522—1       |
| 40. 5. 31 | 江 原 不 動 産       | 江 原 皆 介   | 江 原 皆 介   | 日立市多賀町579—2        |
| 40. 5. 31 | (有) 牛 久 商 事     | 笹 木 良 治   | 笹 木 良 治   | 稲敷郡牛久町273          |
| 40. 5. 31 | (有) 高 橋 商 事     | 高 橋 正 三   | 高 橋 正 三   | 古河市大字古河45          |
| 40. 5. 31 | (有) 旭 商 事       | 安 蔵 義 夫   | 安 蔵 義 夫   | 水戸市馬口旁町2229        |
| 40. 5. 31 | 財団法人<br>土浦市住宅公社 | 飯久保 孝 司   | 茂 垣 藤 一 郎 | 土浦市下高津町520         |
| 40. 6. 17 | 小 坪 商 事 不 動 産 部 | 小 坪 邦 彦   | 小 坪 邦 彦   | 水戸市元吉田町1605        |
| 40. 6. 17 | 八 心 産 業 (株)     | 稲 田 靖     | 稲 田 靖     | 水戸市柵町2～36<br>産経ビル内 |
| 40. 6. 17 | 常 磐 不 動 産 事 務 所 | 横 瀬 辰 次 郎 | 横 瀬 辰 次 郎 | 古河市常磐台町4180        |
| 40. 6. 17 | 栄 商 事 不 動 産 部   | 酒 井 勇     | 酒 井 勇     | 土浦市敷島町3317         |
| 40. 6. 17 | 井 川 不 動 産 事 務 所 | 井 川 貞 雄   | 井 川 貞 雄   | 鹿島郡銚田町大字銚田995の4    |
| 40. 6. 17 | 水 野 谷 商 事       | 水野谷 三 郎   | 水野谷 三 郎   | 東茨城郡大洗町磯浜2419      |
| 40. 6. 17 | 東 日 本 開 発 (有)   | 綿 引 敬 之 輔 | 吉 田 豊     | 水戸市泉町1119, 1120    |
| 40. 6. 17 | 昭 和 不 動 産       | 渋谷 福太郎    | 渋谷 福太郎    | 水戸市袴塚町2617         |

## 正 誤

昭和40年3月17日付茨城県報号外(3)に登載の茨城県規則第15号(茨城県内水面漁業調整規則)中下記のとおり誤りがあつたから訂正する。

### 記

| 頁 | 行     | 正                | 誤             |
|---|-------|------------------|---------------|
| 1 | 下から15 | 水産動植物の採捕に関し…………… | 水産動植物に関し…………… |

昭和40年7月1日付茨城県報第5311号に登載の茨城県告示第773号(県営五霞村地区土地改良事業計画の縦覧)中下記のとおり誤りがあつたから訂正する。

## 記

| 頁 | 行          | 正                           | 誤                           |
|---|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 7 | 上から<br>4～5 | 昭和40年7月4日から<br>昭和40年7月24日まで | 昭和40年7月1日から<br>昭和40年7月21日まで |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地  
発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4  
印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)